

無償化対象施設になるための確認申請時に満たすべき基準

■全施設・サービス共通の基準

以下の5項目全てを満たす必要があります(令和元年10月1日までに満たす「予定」を含む。)

項目	具体的な状態
①サービス提供の記録	提供日・時間帯・内容などを記した日誌等を整備している。
②料金等の書面交付・同意	利用料(無償化対象経費)・特定費用(対象外経費)と、その用途・理由を定めた書面(料金表など)を保護者に交付し、同意を得ている。
③領収書・提供証明書の交付	②の料金の領収証、①のサービスの提供証明書を交付している。 ※ 町指定様式を使用してください
④個人情報保護措置	子ども・保護者の個人情報の漏えい防止措置を取っている。 ※ 例として「個人情報取扱規程」の整備、職員から「誓約書」を取得するなど。
⑤職員・整備・会計の記録	職員名簿、賃金台帳、整備点検表、出納簿等を整備している。

■預かり保育事業の基準

預かり保育事業は、無償化に合わせて基準を新設されました。上記に加えて、以下の基準も満たす必要があります。

項目	具体的な状態
①職員配置	おおむね3歳児20:1、4・5歳児25:1以上(最低2名以上)。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援が受けられる場合は、保育士等1人とすることができる。 ※ 原則として従事時間帯の兼務不可
②職員資格	①の1/2以上が「保育士」か「幼稚園教諭」の有資格者
③設備	(食事の提供時に調理が必要な場合)調理設備がある ※提供しない場合、調理不要な場合は不要
④実施時間等	当該幼稚園等が①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満、又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含む。